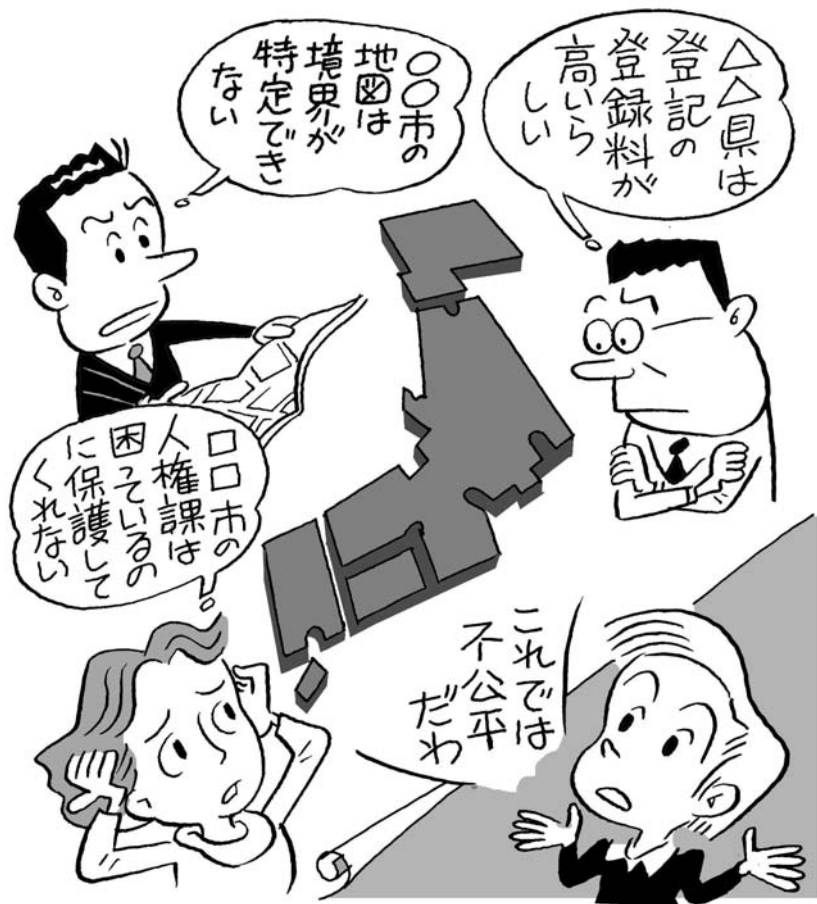


登記など法務局の仕事は全国統一の処理基準で

国民生活と経済取引には安全・安心が求められます

登記など法務局の仕事は、わが国のどこでも「全国統一の処理基準」で運営することで、利用者・国民と経済取引の安心・安全を確保しています。地方分権改革推進の基本理念である、地方の自主性による行政運営にはなじみません。



全国統一の処理基準で運営

法務局は、一つの組織で、訟務・不動産登記・商業登記・供託・戸籍・国籍・人権などの民事行政全般の仕事を行っています。

法務局の取り扱う民事行政事務は、全国どこの地域で暮らしても、どこで行なわれる経済活動でも全国統一の処理基準により審査・判断され、利用者と国民生活、経済取引の平等・安定性を確保しています。

安心・安全が損なわれます

地方分権推進法の基本理念の第2条は、「・・・地方公共団体が自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営することを促進し・・・」と規定しています。登記など法務局の民事行政をむりやり地方移譲した場合、地方公共団体の自主性と責任において運営されるため、「全国統一の処理基準」が困難となり、行政の公平さを欠き、利用者と国民の安全・安心を損なってしまいます。

